

近世における『常陸国風土記』注釈の形成

——狩谷掖斎本を中心として——

橋 本 雅 之

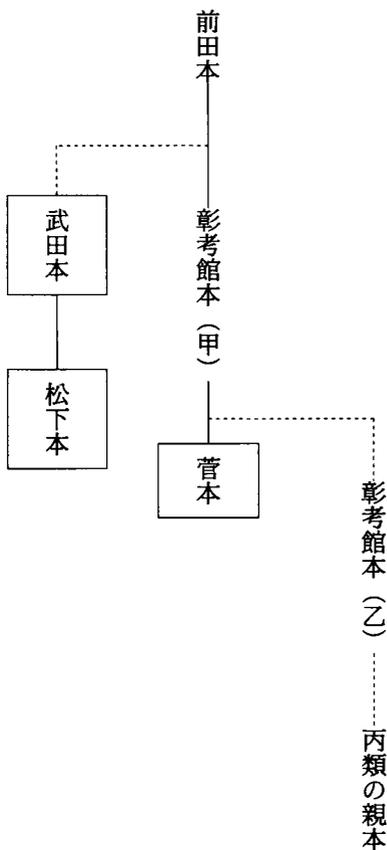
—

『常陸国風土記』（以下、当国風土記）は、和銅六年五月の官命に基づいて作成された公文書であり、いわゆる古風土記のひとつである。現存する古風土記は、いずれも他の上代文献に比べて伝来する写本の数も少なく、三条西家本播磨国風土記を除き、鎌倉時代を遡るものは存在しない。秋本吉郎氏によれば、風土記は長く第二義的な文献と考えられてきたため、風土記そのものの研究が進展しなかった、^{（注一）}と云う。確かに、風土記そのものの研究は近世に入るまで行なわれなかった。近世に入ってから、初期にはいまだしい状態であり、文化・文政期に至ってようやく本文の注釈的研究が始まった。その後、現在に至るまで風土記の研究はさまざまな分野で進展してきたが、江戸期の注釈的研究の方法や形成を体系的に考察し展望したものは出てきていないように思う。本稿は、このような研究の現状に鑑み、とりわけ『常陸国風土記』を中心として近世注釈の形成のありさまを、特に注釈方法の観点から考えて行くことを目的とする。かかる観点からは、すでに伴信友本（以下、伴本）を対象としてすでに考察を試みたこと^{（注二）}がある。本稿は、この前稿も視野に入れながら、論をすすめて行く。考察の対象とするのは、狩谷掖斎本（以下、狩谷本）である。

論を進めるにあたって、当国風土記の諸本系統について簡単にみてゆきたい。これについては、すでに秋本吉郎・飯田瑞穂・林崎治恵の諸氏により詳細な研究がなされている。^(注三) 秋本吉郎・飯田瑞穂の両氏によると、現存しない彰考館本の忠実な写本と考えられる菅政友本（以下、菅本）を、彰考館本そのものと仮定して調査すると、当国風土記写本の初期系譜は、

彰考館本——武田祐吉氏旧蔵本——松下見林本

という親子関係と考えられるという。^(注四) 林崎治恵氏はこの説に対して、独自の調査をされた結果、菅本と武田祐吉氏旧蔵本（以下、武田本）・松下見林本（以下、松下本）との間に無視することの出来ない異同が存することを指摘し、武田本が前田本（尊經閣本、現存せず）から出たものである可能性を推定し、



という系譜が、現段階では最も可能性の高いものであると結論付けられた。^(注五) この論は、当国風土記の諸本研究の中で、

最も詳細になされたものであり、本稿ではこの説に従いたいと思う。

さて、本論で取り上げる狩谷本の系統であるが、林崎氏によるとこの本は、上記系譜中の丙類に属する本であり彰考館本（乙）系の一本と認められる。以上、これまでの諸本研究を参考にしてみれば、諸本系統のうえで、狩谷本は、彰考館本（乙）を源とするものであると考えられる。以下、これを前提として考察を進めてゆく。

二

本節では、まず論を進めるにあたって、簡単に書誌的な解説をしておきたい。狩谷本は、現在は国立国会図書館に収められている。袋綴で縦二七・一×横一八・八。原表紙の外に、帝国図書館の表紙で綴じてある。その左上に「常陸国風土記 全」と記した題箋がある。原表紙には「常陸風土記」と直に記す。紙数、三十一丁。但し、墨付は三十一丁表まで。これについて林崎氏は「おそらく裏表紙に貼っていたものがはがれたのであろう。」とする。^(注六) 一行十八字詰一面七行で、墨及び朱の書き入れがある。奥書に、

延寶五丁巳仲春以加賀本謄録

寶曆八戊寅四月望日艸之

右借鈔于中山信名所藏、校勘一過。按是書「以真壁郡、作白壁郡。則今名避

「光仁天皇御諱所改。是

書之成、於延曆已前」亦可推知也。唯多為後人所刪節、殊足惜惋。今為補缺三條、定知沾一滴、於河海、為無」益。然好古之癖、不能黙止之所為、幸勿嗤焉。」^(注七) 掖齋望之志

とあり、中山信名所藏本を借り受けて、転写したものであることが分かる。中山信名本（以下、中山本）は、現在静嘉堂文庫に収められているが、すでに飯田氏が述べているように、現存中山本には「延寶五丁巳仲春以加賀本謄録。寶曆八戊寅四月望日艸之」の奥書なく、掖齋が借り受けたものは別本であったと考えられる。^(注七)

掖斎が、いつこれを転写したのか、今残る資料からは容易に判断できない。しかし、次に述べるような状況に基づき、ある程度は推測できそうである。まず、現存中山本をみると「以伴信友本一校云々」の奥書がある。ここに記された伴信友本は、国会図書館に現存し、その奥書から文化八年に松下本を転写したものであることがわかる。さらに、当国風土記の写本をたどってゆくと、松下本（武田本は書写年不明）を除き、文化年間以前に転写されたという確実な証左なく、むしろ文化年間以後写本が急増する。以上のことから推察して、文化年間に入り当国風土記に対する関心が高まったものと考えられ、掖斎の転写も文化年間以後ではないかと思われるのである。

前置きが長くなったが、いよいよ掖斎の本文研究についてみてゆきたい。これについては、すでに「近世における『常陸国風土記』の研究について——資料編——」と題し、四回に分けて狩谷本・伴本・小宮山昌秀本・中山本・西野宣明板本（以下、西野本）の五本の、書き入れ・頭注を比較検討するための資料を作成している。（注八）本稿は、その多くをこの資料に基づき狩谷本の書き入れの実態を検討してゆく。さて、狩谷本の書き入れを分類してみると、それは次のように分けられる。

- A、文字批判（一三五例）
- B、他文献引用（六十四例）
- C、異本校合（七十六例）
- D、他郡記述引用（四例）

文字批判が、半数以上を占めており掖斎の研究中心が本文研究にあること、ここから明らかである。かかる研究の傾向は、実は近世における当国風土記研究の中心をなすものである。伴本について調査した結果をみても、同じようなことが言える。信友は文化八年・同十四年・文政元年の三回にわたり書き入れを施している。それらを分類してゆくと、

異本校合 (三八六例)

文字批判 (一四八例)

訓読説 (三〇四例)

(注九)となり、文字批判に異本校合を合わせると、信友の全書き入れの六三・七パーセントがそれにあたる。なぜこのような傾向が生じてきたのかについて考えると、つまるところ、伝来してきた当国風土記写本が善本でないことに由来するといえる。このことは、次の点から考えても明らかである。天保十二年に刊行された『訂正常陸国風土記』(西野宣明注、以下、西野本)は、現在に至るまで本文校訂に大きな影響を与えている。その端的な例として、朝日古典全書の『風土記』上(久松潜一氏校注、以下、久松注)が、西野本を底本としていることが挙げられよう。また、西野本を克服することを目指した秋本吉郎氏の岩波古典大系『風土記』の当国風土記本文をみてゆくと、西野本の説のうち九一箇所の誤りないし不備を訂正している反面、実に一七七箇所の本文を西野本や群書類従本によって訂正している。西野本の価値は今も失われていない。このような、西野本に対する依存の大きさは、逆に現存写本の信頼性が低いことを物語る。信友や掖斎の研究が文字批判を中心とするのも、かかる事情を踏まえてのことと理解できるのである。しかも、二人の研究は大なり小なり西野本の成立に影響を与えていると見られ、西野本は近世における注釈的成果を、さながら一大集成した観がある。当国風土記注釈史の大きな研究課題は、西野本の成立とその内容を明らかにすることにある。そしてそれを明らかにするためには、まず文化・文政期の本文研究を明確に捉える必要がある。本稿の目的もまたここにあり、以下、掖斎の研究の実態を明らかにしてゆこう。

三

さてそれでは、具体的に書き入れの検討を通して考えてゆきたい。但し、全てを検討する訳ではなく、問題のある

ものを中心にみてゆきたいと思う。また、他郡記述引用の四例については、特に重要なものはないので、文字批判・他文献引用・異本校合について考えてゆく。

A、文字批判

この書き入れの殆どは、「A恐B」（AおそらくB）という形で、本文に問題のある文字Aの校訂案Bを頭書するものである。その際、本文文字Aの右に圈点を付してそれを示す。これらは、ほとんどが校訂案の結果のみを示したものであり、その論証過程は省略されている。しかし、おおむね漢字の訓詁に基づく妥当なものである。以下、そのいくつかについて検討してみたい。ところで、この文字批判と、西野本の本文とを比較してみると、八十六例の一致を見る。すなわちこれらは、誤写の指摘としてはほぼ定説化しているものである。従って、これらについてはここで改めて検討対象とはしない。ただ、西野本が狩谷本の説によって校訂したかについては、西野本の形成を考えると問題はとなろう。西野本の頭注を見ると、狩谷本の引用が一箇所ではあるが確認される。これらのことは、今後の検討課題としたい。次に、書き入れの中には、脱文推定がかなりある。これらについても、他に資料がないので、検討が困難である。これらも省いてゆく。そのようにして書き入れを吟味した結果、次の五例を取り上げることにした。これらは、狩谷本独自の説であり、しかも、通説とは異なった見解を示しかつ狩谷説が有力と見られるものである。これらの説にこそ掖斎の研究の特徴が、よく現れていると考えるからである。まず、該当の本文を掲出し、次にカッコに入れて文字批判書き入れを挙げ、その丁数及び古典大系本頁を示す。

一、但東峰四方盤石、昇降決屹。（決屹、恐埜圪。高下不平顔、見與都賦、鵬鳥賦。四丁ウラ。四十頁。）

この句に付いては、さまざまな説がある。西野本では、「決屹」を可とし、『風土記集』（植木直一郎氏注、以下植木

注)これに従う。秋本吉郎氏は古典大系本(以下、秋本注)において「峽屹」とし、久松注も従う。飯田瑞穂氏は「茨城県史料・古代編」(以下、飯田注)において、掖斎の書き入れ説を支持し、その後の注釈書の本文は掖斎説に基づいて解釈する方向に向いている。この書き入れは、その根拠を「文選」に求め、さらにその訓詁を明らかにしている。すなわち「高下不平顔、見呉都賦、鵬鳥賦。」がそれである。角川鑑賞日本古典文学「日本書紀・風土記」では、この説により「ナダラカナナラス」と訓読する。漢籍の例に基づくものであり、その文字批判は妥当な説といえる。しかし、訓詁については再考の必要がある。というのは掖斎引用の「高下不平顔」は、李善注「文選」巻五の「呉都賦」をみてゆくと劉淵林の説であることが分かる。上代知識人が利用した李善自身の説は「鵬鳥賦曰、垠圯無垠」とあり、「限りなきま」である。ここは、李善の説に依るべきことかつて論じたところである。^(注七)

二、狼性梟情。鼠窺掠盜。無被招慰。弥阻風俗他。(俗、恐衍。他、恐化。七丁オモテ。四十六頁。)

この句の「他」字、菅本をはじめとする諸本にも同じく「他」とある。西野本以下の諸注釈書では、これを「也」の誤写として「弥阻風俗也。」とし異同はない。諸注釈書の説はいわば定説である。秋本注は「いよよ、ふりしわざをへだてき」と訓読した上で、頭注において「風習ならわしが異なつて融和しない。」と説明する。他の注釈書もほぼ同じ解釈である。それに対して、掖斎説では「弥阻風化。」となり、「ますます朝廷の教化を阻む」意となる。解釈の上からは両者に大きな違いはない。つまるところ、本文を「風俗」と考えるか「風化」と考えるかである。当国風土記には「風俗」・「風化」のいずれも使用されている。その点から言うところ、どちらでもあり得ることになる。ただ、「風俗」の他例がすべて、当国風土記の大きな特徴の一つである「風俗諺(説)云」として引用される、注記形式の用語であることは注意されてよい。また、「風化」の他例が、

何神誰祇、不従風化。(行方郡)

とあるように、朝廷の教化に従わないことを述べるものであることも、重要であろう。ここも「風化」である可能性は高いと思う。むしろ、今の段階ではこの説を妥当とするには、なお問題がある。しかし、少なくとも通説と比較検討する価値のある説であることに変わりはない。この校訂案は、彼の研究方法を端的に表しているように思う。すなわち、合理的に本文批判をおこなう態度である。そしてその裏には、漢文に対する深い理解と、当国風土記本文の性格を重視する態度が存在しているのである。

三、随波逐潮、鳴杵唱曲。(嶋、恐鳴。十四丁オモテ。六十頁。)

この句の解釈は、西野本が、「杵島唱曲」と校訂して以来定説化していた。西野本の説が、伴本の書き入れに基づくこと、すでに論じたところである。^(注十一)この西野本の校訂本文は、現代の古代歌謡論にも大きな影響を与えたが、飯田注が狩谷本の校訂を是とし、

随波逐潮、鳴杵唱曲。(湖は、潮の誤写とする)「杵を鳴して曲を唱ふ」

を本文とした。前後の文脈・漢語の訓詁・对句などさまざまな観点から考えて、狩谷本の書き入れとそれに基づく飯田注の校訂が妥当だと考えられ、この句については従来の解釈を見直し、狩谷本の説に依るべきである。^(注十二)この、掖斎説はたいへん地味な校訂案であり、常陸国に遠く肥前国の歌謡の影響があるとする伴本・西野本の説と、対照的である。しかし、文脈の解釈という観点から見ると、伴本以下の説は狩谷本の説に遠く及ばない。

四、天之大神、宣中臣巨狭山命、今社御船者。(今社、恐令仕。或、令、作。十八丁オモテ。六十八頁。)

この本文、諸説ありまだ定説をみない。西野本は「今社御船者」とし、写本の本文を踏襲する。植木注・久松注・角川文庫本(小島瓊禮氏注)は、これを支持する。秋本注は「今仕御船者」とし、講談社学術文庫本(秋本吉徳氏注)

はこれによる。飯田注は狩谷本書き入れにより「令仕御船者」とする。これは、十分に本文批判をした上でなければ判断できない。しかし、文脈が神の託宣であることを考えると、狩谷本の説は諸説の中では最も妥当な説ではないかと思う。

五、其池以北、謂谷会山。所有岸壁、形如磐石、色黄穿腕。(腕、恐腕。二十四丁オモテ。八十二頁。)

この本文も、いまだ定説がない。西野本は「色黄穿腕」を採る。久松注・角川文庫これに従う。「常陸国風土記新講」(井上雄一郎氏注)は「色黄穿腕」とし「色、黄にしてかきを穿てり。」と訓む。秋本注は「色黄穿腕」とし「色黄にしてあなを穿てり」と訓み講談社学術文庫本はこれに従う。飯田注は「色黄穿腕」とする。狩谷本本文には「色黄シテ穿テハ腕。」という補説がある。ここは、恐らく谷会山の土壤について述べたもので、崩れやすいことを表現したとみるならば、狩谷本の説は改めて検討する価値があるといえよう。

以上が、狩谷本における注意すべき文字批判説である。これらを通して言えることは、掖斎の本文批判はきわめて穩健であり、現在の通説を再検討すべき余地が残されていることである。つまり、狩谷本の本文的価値が、現在においてもなお有効であることを示すものといえよう。

B、他文献引用

これは、先に六四例として挙げたが、正確には六十四箇所とすべきである。というのは、一ヶ所の引用に複数の文献を引用する場合が存するからである。そこで、引用された文献を引用回数が多いものから挙げてゆくと次のようになる。

一、和名抄

(二十三回)

- 二、延喜式 (十回)
 - 三、国造本紀 (九回)
 - 四、日本書紀 (七回)
 - 五、仙覚万葉集註釈所引風土記逸文 (六回)
 - 六、万葉集 (六回)
 - 七、日本後紀 (五回)
 - 八、古事記 (五回)
 - 九、釈日本紀所引風土記逸文 (四回)
 - 十、中山信名説 (二回)
 - 十一、本居宣長説 (二回)
 - 十二、続日本紀 (二回)
 - 十三、類聚国史 (二回)
 - 十四、新撰姓氏録 (二回)
- 以上、十四種類、延べ八十二回の引用をみる。これらを通して言えることは、歴史関係書の引用が多いことである。とりわけ、系譜関係記事に関する関心が高く、引用文の長さでは国造本紀が群を抜く。ちなみに、伴信友本の引用書の上位三文献をみてゆくと、次のようになる。
- 一、万葉集 (二十三回)
 - 二、和名抄 (七回)
 - 三、古事記 (五回)

信友と掖斎の研究態度の違い、ここに明瞭である。掖斎が多く引用した国造本紀は、伴本にあつては、わずか二回しか引用されていない。また、伴本が引用する文献の中には夫木抄・河海抄などの文学書もみえる。信友は明らかに文学的研究を目指していたものと考えられる。それに対して、掖斎は当国風土記を歴史的な文献とみなしていたものと思われる。そのような、二人の研究態度の違いが引用文献に現れたものといえよう。この点は、文化・文政期における当国風土記注釈の形成を考えてゆくと、きわめて重要な視点となろう。

C、異本校合

狩谷本に見られる異本校合は、イ本と表示するもの七十四例・一本とするもの二例の、合計七十六例である。問題は、この書き入れが掖斎自身の校合か否かである。結論から言うと、これは掖斎自身が校合したものではないと思う。そのように考えるのは次のような理由からである。

もし、掖斎が自身で校合したとするなら、文化・文政期の当国風土記研究の状況から考えて、この系統の写本が現存しているのが自然だと思われる。しかし、現実にはイ本の文字を本文とする写本がまったく現存しないのである。これは極めて不自然である。恐らく、中山本に既に存した書き入れをそのまま踏襲したものではないかと考えられる。従つて、これは掖斎自身の研究には直接繋がらないものと思う。ただ、注意すべきことがある。それは、イ本の文字の多くが、現存諸本にみられない単独異文を含むことである。そのいくつかを、挙げてみよう。(まず、狩谷本の該当本文を挙げ、その下に、カツコに入れてイ本の文字を示す。)

- 一、尽繫茨棘。衝之害疾死散。(刺傷終疾死イ。七丁オモテ。四十六頁。)
- 二、令水部新堀清井。(イ无) 出泉浄香。(イ泉迸。八丁オモテ。五十頁。)
- 三、鯉鮒住之、萬軽野二里。(イ沼水流漑軽野田二里許。二十丁オモテ。七十二頁。)

四、母驚動。(イ无) ○取益投、○觸○子得昇。(以益数之神。二十三丁オモテ。八十頁。)

他にも、単独異文を指摘することができるが、特に異同の大きいものを挙げてみた。第四例は、このままでは分かりにくいと思うので、書き入れに従ってイ本の本文を復元してみると次のようになる。分かりやすいように、狩谷本の本文と並べてみる。

母驚以取益数投之、觸神子得昇。(イ本)

母驚動取益投、觸子得昇。(狩谷本)

現存本との違いが明らかである。繰り返しになるが、このイ本の本文を継承する写本は現存諸本の中にはない。(但し、同じ文字異同の注記は他にもある。)しかし、これほどまでに異同の大きな注記があることは、注目される。すなわち、現在は伝来しないものの、現存諸本とは系統を異にする写本がかつて存在した可能性が高いと考えられるからである。とするならば、現存諸本にのみ依拠しているこれまでの本文研究も、再考せねばならないであろう。すなわち、これらのイ本注記にまで配慮した本文校訂が望まれるのである。

四

以上、狩谷本の書き入れを通して、掖斎の研究の方法と注釈の形成をみてきた。ここで、この本の価値について考えてみたい。狩谷本の注釈的価値を考えると、文化文政期における当国風土記の研究状況を踏まえ、その中に位置付ける必要がある。かかる立場から見えてゆくなれば、伴信友との研究方法との際立った違いが注目されよう。信友は、見えてきたように文学研究の立場を明らかにしており、歴史的な考証に重きを置く掖斎の研究とは対照的である。我々は、そこに当国風土記に対する当時の多面的な関心を読み取るべきであろう。また、両者の注釈の成果が、謂わば相補的に機能していることも見逃してはならないと思う。かかる研究の成果が、つぎの時代の研究に引き継がれてゆくので

ある。天保年間の西野宣明に、一つの頂点を見る当国風土記の研究の芽生えがここにある。

最後に、当国風土記注釈史に関する今後の見通しを述べて結びにかえたい。西野宣明板本は、その頭注に異本校合のほか他説・他文献を多く引用する。これらは、もちろん自ら繙いたものもあるであろうが、多く信友や掖斎をはじめとする先行研究に依っているとみられる。というのは、現在、静嘉堂文庫に残る西野宣明の自筆稿本をみてゆくと、そこに多くの諸説引用の跡を窺うことが出来るのである。また、第二稿の段階で添削を受けており、そこから流入した他説の多くが板本の頭注に定着している。これら諸説の受容のありさまを明らかにしてゆくことが、今後の大きな研究課題である。そしてそれは、そのまま本稿の題として掲げた、近世における常陸国風土記注釈の形成を明らかにすることになるであろう。

注一、 『風土記の研究』（ミネルヴァ書房刊、昭和三十八年十月。）「風土記伝来考」三一三頁～三三六頁。

注二、 拙稿「伴信友書き入れ本『常陸国風土記』について」（『鈴屋学会報』二号、昭和六十一年三月。）

注三、 秋本吉郎氏、注一の前掲書、「常陸国風土記の伝播初期の系譜」五〇一頁～五三八頁。

飯田瑞穂氏、「茨城県史料 古代編」（茨城県編、昭和四十三年十一月。）三〇九頁～三二二頁。

林崎治恵氏、「『常陸国風土記』の伝写について」（『古事記年報』三四、平成四年一月。）

注四、 注三参照。

注五、 注三参照。

注六、 注三参照。

注七、 「常陸風土記の諸本について」（『歴史研究』二七、昭和三十二年十月。）

注八、 「近世における『常陸国風土記』の研究について——資料編——」（一）『豊田短期大学研究紀要』二号（平成四年三月）・同（二）『相愛女子短期大学研究論集』四十一号（平成六年三月）・同（三）『相愛国文』七号（平成六年三月）・

同（四）『相愛国文』八号（平成七年三月）。

近世における「常陸国風土記」注釈の形成

注九、注二参照。

注十、拙稿「常陸国風土記」漢語考証一（風土記研究）十四号、平成四年六月。

注十一、拙稿「常陸国風土記」建借間命」説話の杵島唱歌をめぐって」（『万葉』一二二号、昭和六十年三月）。

注十二、注十一参照。

（追記）狩谷掖斎本の使用を許可された国立国会図書館に感謝いたします。